

保護者 様

板橋区子ども家庭部 保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)**登園自粛に伴う保育料の減額・免除の手続きについて（5月分詳細）**

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、認可保育施設の登園を自粛した際の5月分保育料の減額・免除の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 保育料の減額・免除実施概要

対象者	板橋区民で、0～2歳児クラスの児童の中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛にご協力いただいた方 板橋区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にお問い合わせください。
------------	---

2 保育料の計算方法

登園自粛していただいた場合、登園日数分の保育料となります。

$$\text{減額後の保育料} = \text{月額保育料} \times \text{登園日数} \div 25 \text{日}$$

- ・1日も登園がなかった場合は0円となります。
- ・保護者同伴の行事（入園式等）のみの参加は、登園日にカウントしません。
- ・10円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。
- ・保育時間が短い場合でも、登園した場合は1日登園した扱いとなります。

3 保育料の減額の手続き**(1) 同一月中に1日も登園しなかった場合（免除）**

保護者様からの手続きは必要ありません。保育サービス課が各保育施設より確認を行います。

(2) 同一月中に1日以上登園した場合（減額）

登園自粛をした日が同一月中にある場合のみ、「登園状況確認書」をご提出ください。

提出物	「登園状況確認書（5月分）」※施設からの印があるもの 書式は、保育サービス課窓口・各保育施設・ホームページより取得可能です。 《ホームページ掲載場所》 トップページ⇒子育て・教育・生涯学習⇒子どもを預ける⇒認可保育施設⇒新型コロナウイルスに関する保育所の対応について
提出期限	5月分保育料：令和2年6月15日（月） ※3・4月分の「登園状況確認書」が期日までに提出できなかった場合は、5月分の「登園状況確認書」とあわせてご提出ください。 ※期限を過ぎての提出でも返金可能ですが、保育料のお知らせや充当処理までにお時間をいただきます。
提出先	各保育施設へご提出ください。 園からの印を受けることが困難な場合は、保育サービス課入園相談係まで直接ご

	提出ください（郵送可）。施設印は不要です。 板橋区外の保育園に通園している方は、施設からの印を受け、保育サービス課に直接提出してください（郵送可）。
--	---

4 減額した保育料の通知

減額後の保育料の決定通知は、「登園状況確認書」をご提出の方のうち、**保育料が減額・免除になる方にのみ通知いたします**。減額後の保育料の通知時期・返還方法は以下の通りです。

5月分保育料	【通知時期】 <u>7月下旬</u> 【返還方法】 <u>7月以降の保育料に充当</u>
---------------	---

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 Tel.3579-2452